

**全国一斉「女性の権利
ットライン」強化週間**

日時 11月17日(月)～23日(日)8
時30分～19時(ただし22日(土)・
23日(日)は10時～17時)

電話 0570-070-8

10

相談 法務局職員、人権擁護
委員が対応します。秘密は厳
守します。

☎ さいたま地方法務局人権
擁護課☎859-3507

**12月4日～10日は
「人権週間」です**

昭和23年の国連総会で、12
月10日に世界人権宣言が採択
されたことから、毎年12月10
日を最終日とする1週間が
「人権週間」と定められ、全
国の法務局と人権擁護委員連
合会は、人権週間にさまざま
な啓発活動を実施していま
す。

また埼玉県では、「すべて
の県民がお互いの人権を尊重
しながら共に生きる社会」を
実現するため、県と市町村は
もちろん県民総ぐるみで取り
組む「人権尊重社会をめざす
県民運動の強調週間」として
います。

第66回人権週間行事

さいたま地方法務局と埼玉

県人権擁護委員会連合会は、
人権週間期間において、記念
行事を開催します。

日時 12月6日(土)13時～
場所 武蔵浦和コミュニティ
センター(さいたま市南区別
所7-20-1)

内容 全国中学生人権作文コ
ンテスト埼玉県大会表彰式、
香山リカ氏(精神科医)講演
会「『よい子の心』に何が起き
ているか」

※入場無料、先着順
☎ さいたま地方法務局人権
擁護課☎859-3507

**11月は「労働保険適用
促進強化期間」です**

労働保険は「労災保険」と
「雇用保険」の総称で、政府
が管掌している保険制度であ
り、労働者の業務上・通勤途
上の負傷や疾病、労働者が失
業した場合に必要な保険給付
等を行っています。

労働保険は、原則として労
働者を一人でも雇用している
事業主は、加入の手続を行う
ことが義務づけられています。
まだ加入されていない事業主
の方は、加入の手続を行うよ
うお願いいたします。

なお、手続指導および加入
勧奨によっても、自主的な加
入手続を行わない事業主に対

各地区、連盟、職場、サークルなどでチ
ームを組んで奮ってご参加ください。沿道で
のたくさんの声援をお願いします。

期日 12月14日(日)

※小雨決行・悪天候の場合は中止

時間 8時受付、8時30分開会式、9時発走(閉会式は12
時ごろを予定)

種別

- ①親子マラソンの部(小学1年生～4年生と保護者のペア)
- ②小学生女子の部(5年生以上)
- ③小学生男子の部(5年生以上)
- ④中学生女子の部
- ⑤一般女子の部(16歳以上)
- ⑥中学生男子の部

⑦一般男子の部(16歳以上)「地区対抗の部」「一般対抗の部」
※駅伝は各部とも4名編成、補欠2名以内、親子マラソン
は親子1組(保護者1名、子1名)

参加資格 町内在住、在勤、在学者および町体育協会加入
者で健康な方

※高校生以上の陸上部で構成されたチームについては、オ
ープン参加となり、表彰の対象外とします。

参加費 無料

表彰 各部とも1～3位(賞状、メダル)4～6位(賞状)
までとし、参加チームが10チーム以下の場合は3位までが
入賞となります。(※親子マラソンの部には表彰がありま
せん。)全員に参加賞を贈呈します。

☎ チームの代表者は、11月13日(木)17時までに生涯学習課
窓口へ申込用紙を提出してください。申
込用紙は教育委員会に用意してあります。
また、その際、印鑑をお持ちください。

※大会当日の申込みはできません。

主催 伊奈町体育協会

☎ 生涯学習課④2544



参加者募集!

第41回伊奈町駅伝大会



12月14日日開催

伊奈町駅伝大会周回コース

◎親子マラソン
コース(1.2km)
※点線コースを
1周

◎小学生・女子コース(4.8km)
※点線コース

1区	1,200m
2区	1,200m
3区	1,200m
4区	1,200m
計	4,800m

◎男子コース(12km)
※実線コース

1区	3,000m
2区	3,000m
3区	3,000m
4区	3,000m
計	12,000m



※掲載希望の方は、掲載希望月の前々月20日までに、持参または郵送で秘書広報課広報係まで。ただし月により締切日が変わりますのでお問い合わせください。

しては、強制的な加入を含めた対策を実施しています。
図 詳しくは最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所または埼玉労働局労働保険徴収課 ☎600-6203へ



救急車の適正利用にご協力を

近年、救急車の出動件数・搬送人員とも増えており、救急隊の現場までの到着時間も遅くなっています。また、救急車で搬送された人の約半数が入院を必要としない軽症という現状もあります。

救急車や救急医療は限りある資源です。救急医療を安心して利用することのできる社会を目指していきましょう。
図 消防署 ☎722-8112

下水道施設見学会

水循環センター探検ツアーに行ってみよう。
 日時 11月16日(日)10時～15時

参加方法 時間内にお近くの水循環センターにお越しください。(事前の申込みは必要ありません。)

水循環センター名	所在地	電話
荒川水循環センター	戸田市笹目5-37-14	048-421-5861
元荒川水循環センター	桶川市小針領家939	728-2011
小山水循環センター	本庄市東五十子382-1	0495-21-7997
新河岸川水循環センター	和光市新倉6-1-1	048-466-2400
中川水循環センター	三郷市番匠免3-2-2	048-952-3351
古利根川水循環センター	久喜市吉羽772-1	0480-22-3819

図 都市整備課下水道施設係 ☎2446

夕暮れ時は早めのライト点灯を!

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生しています。
 ドライバーのみなさんは、早めにライトを点灯し、歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

また、歩行者や自転車を利用するみなさんは、明るい服装や反射材を着用することで自分の存在を周囲に知らせ、交通事故に遭わないよう心がけましょう。

図 生活安全課 ☎2284

家を新築・増築された方へ 家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。

該当するお宅には、税務課職員が事前に日程調整のうえ調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

また、家屋の全部あるいは一部を取り壊したときは、滅失登記を行った場合を除き、町に連絡をお願いします。

※町職員を装う者がいる可能性もありますのでご注意ください。不審に思われた場合は、税務課までお問い合わせください。

図 税務課固定資産税係 ☎2154

心身障害児通園施設の新規申込みの受付

心身障害児通園施設とは、心身に障害のある未就学児童

(2歳児～5歳児)を療育するための通園施設です。
受付期間 12月1日(月)～19日(金)
受付場所 子育て支援課子育て支援係
必要なもの ①申請書②障害者手帳等の写し、または医師等の診断書もしくは意見書
③家庭の状況
施設所在地 北保育所内(内宿台5-214-3)
 ふれあい福祉センター内(小室5049-1)
 ※申込書類は11月4日(火)から子育て支援課で配布します。
 また、ホームページからもダウンロードできます。

図 子育て支援課子育て支援係 ☎2127

特別障害者手当・障害児福祉手当

●特別障害者手当

対象 障害基礎年金1級程度の障害が重複するなど、身体や精神の著しく重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態と認められる20歳以上の方(施設入所中や3か月を超えて入院している方を除く)
支給額 月額26,000円(所得制限あり)

●障害児福祉手当

対象 20歳未満で次のいずれかに該当する方(施設入所中や障害を支給事由とする年金を受給している方を除く)
 ①身体障害者手帳1級の一部 または2級の一部
 ②療育手帳A相当
 ③精神障害、血液疾患等で①②と同程度の障害がある
支給額 月額14,140円(所得制限あり)

図 身体障害者手帳か療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、本人名義の預金通帳等の口座番号が分かる物、印鑑を用意して、福祉課障害者福祉係まで
 ※診断書の提出が必要な場合があります。また、現在受給資格のある方は、手続き不要です。

図 埼玉県東部中央福祉事務所 所地域福祉担当 ☎737-132

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です

支える手 寄り添う心 あなたから

犯罪被害者とその家族が置かれている状況等について理解を深めましょう。